

## 調布市

# ブロック塀等撤去等工事費助成金のご案内

### 制度の概要

頻発する地震災害に備え、災害に強いまちづくりに向け、ブロック塀等の倒壊に伴う事故を未然に防止するため、撤去等工事にかかる費用の一部を助成します。

## 1 助成の対象・額など

### (1) 助成対象の塀

- ・道路等(※)に面する高さ1.2mを超える部分があるブロック塀、石積塀、万年塀等の撤去、建て替え

※道路等：市・都・国道、通行がある水路敷など

### (2) 助成額

ア 撤去工事費の1/2 又は 1万円×撤去延長(m)のいずれか低い額

イ 撤去後の新設工事費の1/2 又は 1万円×新設延長(m)のいずれか低い額

ウ 上記イにおいて木塀(※9割以上国内産の木材を使用)を設置した場合は、助成金を追加加算

※上記いずれも上限10万円

### (3) 助成金を受けられる者。

- ・市内のブロック塀の所有者

### (4) 助成対象外

- ・国、地方公共団体、独立行政法人などの公的な団体
- ・不動産事業者、開発事業者の業に該当するもの
- ・他の補助を受けるもの、本助成を既に受けたもの
- ・既に塀の撤去等工事を完了または開始したもの



## 2 助成金交付申請

### (1) 事前相談

「事前相談票」に必要な事項を記入のうえ、必要書類を住宅課に提出してください。

- (1) 調布市ブロック塀等撤去等工事費助成金交付要綱事前相談票(第1号様式)
- (2) 案内図、所在図
- (3) ブロック塀等の写真
- (4) ブロック塀の点検のチェックポイント

### (2) 注意事項

- ・申請は令和6年12月最終開庁日までに行ってください(郵便の場合は必着)。
- ・撤去等工事は、令和7年2月末までに完了してください。
- ・助成金を撤去等工事事業者に支払うことはできません。

### (3) 交付申請の手続き

交付申請に必要な書類を市の窓口へ提出してください。

(注) 工事契約前に交付申請が必要です。工事契約後の申請は受付できません。

#### (申請に必要な書類等)

- (1) 調布市ブロック塀等撤去等工事費助成金交付申請書 (第2号様式)
- (2) 案内図, 配置図
- (3) 撤去するブロック塀等の写真
- (4) 新設する安全な塀等の立面図, 断面図
- (5) 木塀に関する資料 (塀の基礎, 支柱及び空隙を除いた部分の9割以上が国内産)
- (6) 撤去又は建替に要する経費の見積額の確認ができる書類
- (7) 撤去又は新設するブロック塀等の所有者の確認ができる書類
- (8) 同意書 (所有者が複数の場合又は申請者土地所有者が別の場合)
- (9) 市税の納税事実又は非課税である事実を確認できる書類

例: ①「現に市税を滞納していない者であることの証明書」(納税課で発行)

※共有者がいる場合, 共有者全員分の証明書が必要です。

※税目や納付方法によって納付状況の反映に日数を要しますので, 当日発行が難しい場合があります。詳しくは納税課に事前にご確認ください。

②「非課税証明書」(市民税課で発行)

### (4) 実績報告の手続き

工事完了後 (最終期限 3月10日), 速やかに以下の書類を提出してください。

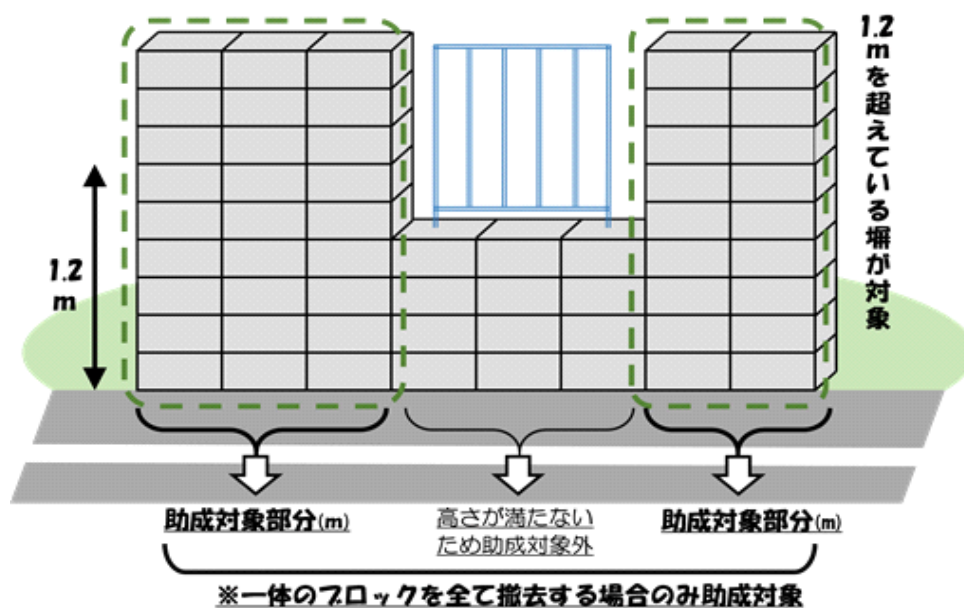
- (1) 調布市ブロック塀等撤去等工事費助成金実績報告書 (第6号様式)
- (2) ブロック塀等を撤去した後の写真
- (3) 安全な塀等を建替した後の写真
- (4) 契約書の写し
- (5) 撤去等経費の実支出額の確認ができる書類等 (例: 領収書の写し)

### (5) 助成金の支払いについて

報告内容等を審査のうえ, 助成金額を確定し, 市から確定通知書と請求書を送付します。

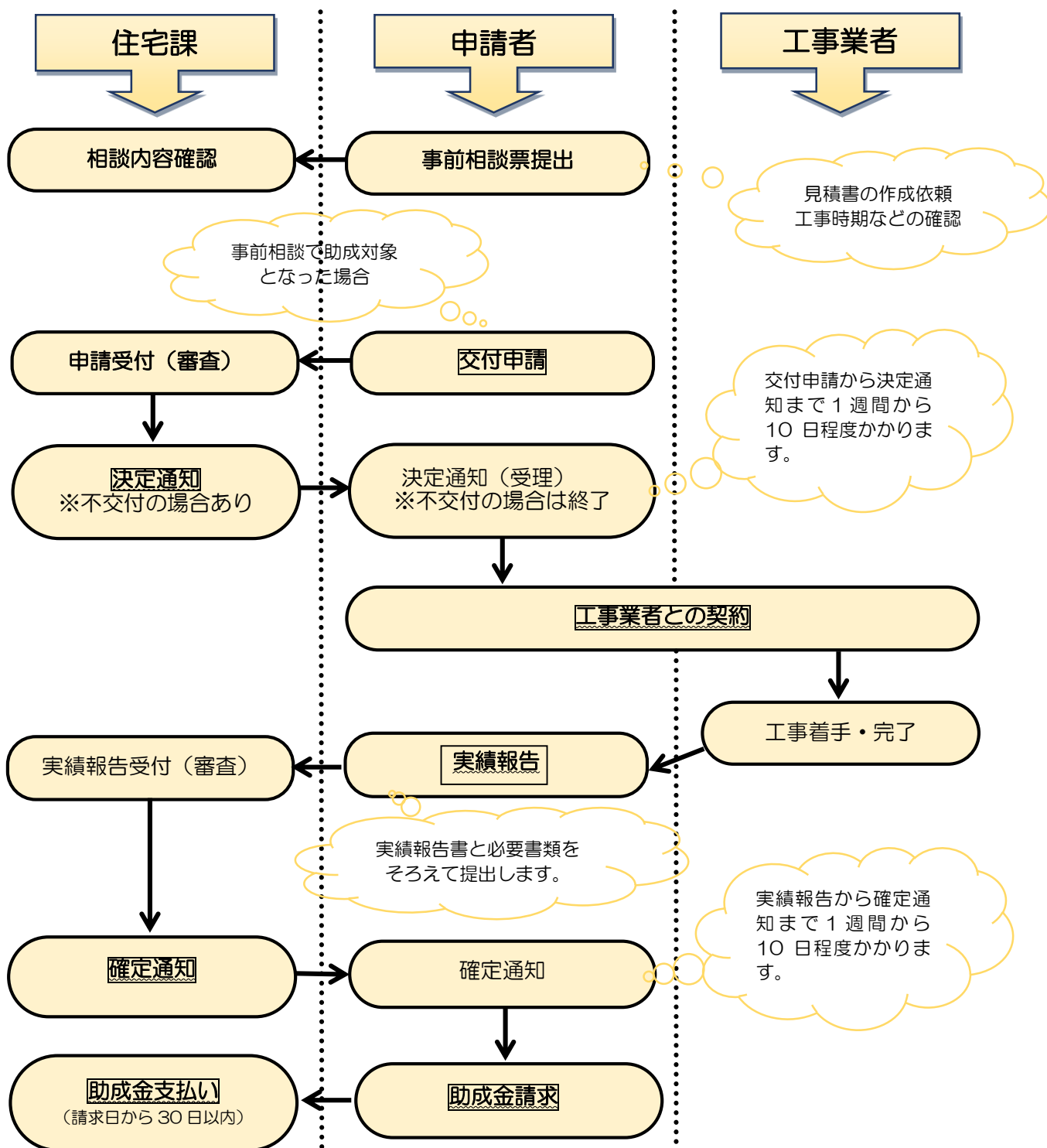
請求書を提出いただいた後, 原則 30日以内に, 助成金の支払い (振込み) をします。

## 3 イメージ



## 4 手続の流れ

### フロック塀等撤去等工事費助成金交付制度の流れ



#### ★財産処分の制限について

助成を受けて効用を増した財産を、助成事業完了後10年以内に助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊そうとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければなりません。

都市整備部 住宅課 住宅支援係 (調布市役所7階)

メール: jyutaku@city.chofu.lg.jp

電話: 042-481-7545 Fax: 042-481-6800

受付時間: 平日8:30~17:00 (12:00~13:00を除く)